**〇記入時注意事項**

**基本事項**

・太枠内をご回答ください。

・回答内容は、公表対象外の項目を除き、回答者の意向により公表不可にもできます。公表可否の選択も回答してください。

・回答スペースが不足する場合、適宜別紙を追加するなどしてください。

1. **指定給水装置工事事業者研修会（日本水道協会岡山県支部主催）の受講実績**

・令和3年8月～11月の指定給水装置工事事業者研修会（e－ラーニング・視聴会）を指します。

1. **指定給水装置工事事業者の業務内容**

・市民からの修繕依頼に対する基本的な対応を回答してください。

（繁忙期・混雑状況・修繕内容等による対応の変動もありえるものとします。）

・休業日　該当に☑を入れてください。

　「夏季」は8月15日の前後一週間、「年末年始」は12月29日から翌年1月3日の間に一日でも休みがあれば☑してください。

　年中無休の場合は、「その他」に☑し「年中無休」と記入してください。

・漏水修繕対応　市民からの修繕依頼に対し基本的に対応するか、回答してください。

「可」と回答した場合、対応する項目に☑してください。「受水槽・ポンプ」「給湯器」は、内容によりメーカー対応とした場合も、☑を入れてください。

1. **給水装置工事主任技術者等の研修受講実績**

・給水装置工事主任技術者及び給水装置工事に従事する者が、給水装置工事の施工技術向上のための研修等受講しているか確認するものです。（水道法施行規則規定に基づくお訊ねです。）

・外部研修（例：e-ラーニング研修・現地研修会）は、受講を証明する書類（例：旧e-ラーニング試験実施履歴、修了年月日が明示された給水装置工事主任技術者証）の写しを添付してください。

・自社内研修は研修内容を記載してください。（証明書類等添付は不要です。）

|  |
| --- |
| 水道法施行規則  第36条　法第25条の８に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次に掲げるものとする。(以下抜粋)  (4)　給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施工技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。 |

1. **過去１年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行う技能を有する者の状況**

・配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事をする場合、適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況を確認するものです。（水道法施行規則規定に基づくお訊ねです。）

・保有している資格等

　以下に示す保有資格等（下線部）を記載してください。

1. 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工

（配管技能者、その他類似の名称のものを含む）

1. 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条に規定する配管技能士
2. 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
3. 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者（配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定）

なお、資格を証明する書類（資格証・合格証・修了証書等）の写しを添付してください。

|  |
| --- |
| 水道法施行規則  第36条　法第25条の８に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次に掲げるものとする。(以下抜粋)  (2)　配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。 |